

平成 18 年 2 月 7 日

各 位

不動産投信発行者名
東京都新宿区西新宿八丁目5番1号
野村不動産オフィスファンド投資法人
代 表 者 名
執 行 役 員 秋 山 安 敏
(コード番号: 8959)
問 合 せ 先
野 村 不 動 産 投 信 株 式 会 社
取締役ファンドマネジメントグループリーダー 緒 方 敦
TEL. 03-3365-0507

投資信託委託業者における業務の方法等の変更の認可取得に関するお知らせ

本投資法人が資産の運用を委託する投資信託委託業者である野村不動産投信株式会社(以下「野村不動産投信」といいます。)は、本日、金融庁より「投資信託及び投資法人に関する法律」第10条の2の規定に基づく認可(業務の方法等の変更の認可)を取得いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当該認可申請については、平成17年10月27日付「投資信託委託業者における業務の方法等の変更の認可申請に関するお知らせ」にて公表しております。

記

1. 認可取得日

平成 18 年 2 月 7 日

2. 認可の内容

以下にかかる業務の方法の変更

(1) 運用を行う資産の種類

平成 16 年 10 月 1 日施行の株式会社東京証券取引所が定める不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例及びその取扱いの改正に伴い、投資法人による特定の不動産に付随する商標権、温泉権等の保有が認められることになりました。これに伴い、本投資法人が、商標権等が付随した不動産等に投資することを可能とするため、これらの資産を野村不動産投信が運用を行う資産の種類に追加するものです。

(2) 複数の投資法人の運用における体制整備

野村不動産投信では、これまでに蓄積した投資法人資産運用業における実績とノウハウを最大限に活用し、優良な不動産投資信託商品を新たに供給することを視野に入れ、将来的に本投資法人を含む複数の投資法人の資産運用を受託することを想定して、社内体制を整備すべく認可申請を行いました。将来的に本投資法人以外の投資法人の資産運用を受託するにあたっては、投資法人間の利益相反の防止に努め、本投資法人の利益を損ねることがないように

配慮するとともに、関係法令等を遵守し適正な業務遂行を行うための社内体制を整備するものです。

3. 新たな投資法人の設立

野村不動産投信では、オフィスを投資対象とする本投資法人とは別に、今後、主たる用途が居住施設である不動産を投資対象とする投資法人を新たに設立し、その運用を受託するとともに、上場へ向けて準備を進めていく予定です。

以 上

＊ 本資料の配布先 ： 児倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会